国地達第１４号

電子地形図５００００図式（表示基準）の一部を改正する達を次のように定める。

令和８年３月３０日

国土地理院長　河瀬　和重

電子地形図５００００図式（表示基準）の一部を改正する達

電子地形図５００００図式（表示基準）（令和５年　国地達第２号）の一部を次のとおり改正する。

電子地形図５００００図式
（表示基準）

国 土 地 理 院

電子地形図５００００図式（表示基準）

目　次

第１章　総　則 ･･････ 1

第１節　総　則 ･･････ 1
第 1 条　目的 ･･････ 1
第 2 条　電子地形図の性格 ･･････ 1
第 3 条　運用に関する指示 ･･････ 1
第２節　表示の原則 ･･････ 1
第 4 条　表示する事項 ･･････ 1
第 5 条　表示の原則 ･･････ 1
第 6 条　表示事項の取捨選択及び色設定 ･･････ 1
第 7 条　記号及び注記の表示 ･･････ 2
第 8 条　表示事項の転位 ･･････ 2
第３節　電子地形図の規格 ･･････ 2
第 9 条　位置の基準 ･･････ 2
第 10 条　投影法 ･･････ 2
第 11 条　画像データの規格 ･･････ 2
第 12 条　電子地形図の区画 ･･････ 2
第 13 条　整飾 ･･････ 3

第２章　基本項目の表示事項とその適用 ･･････ 4

第１節　測量の基準点及び標高 ･･････ 4
第 14 条　測量の基準点及び標高 ･･････ 4
第 15 条　注記の原則 ･･････ 4
第 16 条　表示記号の様式 ･･････ 5
第２節　河川、湖沼及び海 ･･････ 6
第 17 条　河川、湖沼及び海 ･･････ 6
第 18 条　河川等の区分 ･･････ 6
第 19 条　注記の原則 ･･････ 6
第 20 条　表示記号の様式 ･･････ 7
第３節　道　路 ･･････ 10
第 21 条　道路 ･･････ 10
第 22 条　道路幅員による区分 ･･････ 10
第 23 条　道路種別による区分 ･･････ 10
第 24 条　付属する施設等 ･･････ 10
第 25 条　表示の原則 ･･････ 10

第 26 条　注記の原則 …… 10
第 27 条　表示記号の様式 …… 12
第４節　鉄　道 …… 17
第 28 条　鉄道 …… 17
第 29 条　鉄道の区分 …… 17
第 30 条　表示の原則 …… 17
第 31 条　注記の原則 …… 17
第 32 条　表示記号の様式 …… 18
第５節　建物等 …… 23
第 33 条　建物 …… 23
第 34 条　建物の区分 …… 23
第 35 条　建物記号及び表示の原則 …… 23
第 36 条　注記の原則 …… 23
第 37 条　表示記号の様式 …… 24
第６節　構造物 …… 28
第 38 条　構造物 …… 28
第 39 条　表示の原則 …… 28
第 40 条　注記の原則 …… 28
第 41 条　表示記号の様式 …… 29
第７節　植　生 …… 32
第 42 条　植生 …… 32
第 43 条　植生の区分及び表示の原則 …… 32
第 44 条　表示記号の様式 …… 33
第８節　特定地区 …… 34
第 45 条　特定地区 …… 34
第 46 条　表示の原則 …… 34
第 47 条　注記の原則 …… 34
第 48 条　表示記号の様式 …… 35
第９節　陸部の地形 …… 37
第 49 条　陸部の地形 …… 37
第 50 条　等高線及び表示の原則 …… 37
第 51 条　注記の原則 …… 37
第 52 条　表示記号の様式 …… 38
第１０節　水部の地形 …… 41
第 53 条　水部の地形 …… 41
第 54 条　等深線及び表示の原則 …… 41
第 55 条　注記の原則 …… 41
第 56 条　表示記号の様式 …… 42
第１１節　境界等 …… 44
第 57 条　境界等 …… 44

第 58 条　表示記号の様式 …… 44
第１２節　自然地名、行政名、居住地名 …… 45
第 59 条　自然地名 …… 45
第 60 条　行政名 …… 45
第 61 条　居住地名 …… 45
第１３節　注　記 …… 46
第 62 条　注記 …… 46
第 63 条　注記の表示 …… 46
第 64 条　使用する文字 …… 46
第 65 条　文字の色 …… 46
第 66 条　書体 …… 46
第 67 条　字形 …… 46
第 68 条　字大 …… 46
第 69 条　字隔 …… 46
第 70 条　字列 …… 47
第 71 条　ふりがな …… 47
第 72 条　アラビア数字 …… 47
第 73 条　注記の配置 …… 48
第 74 条　注記の適用 …… 52

第３章　付属資料（主題情報） …… 54

第 75 条　付属資料（主題情報） …… 54

附則 …… 56

付録　整飾 …… 57

電子地形図５００００図式（表示基準）

第１章　総　則

第１節　総　則

（目的）

第１条　この図式は、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第４条に規定する基本測量のうち、電子国土基本図（地図情報）（以下「電子国土基本図」という。）から作成する電子地形図５００００（以下「電子地形図」という。）について、表示基準を定めることを目的とする。

（電子地形図の性格）

第２条　この図式において「電子地形図」とは、電子国土基本図を用いて、地表面の状況を縮尺1/50,000で表現した画像形式の地図データをいい、おおむね数市町村の範囲について、地表面の景況を縮尺に応じて、正確、かつ、詳細に図示したものであって、国土の利用・開発・保全、地域政策、教育、レクリエーション等、広範な利用に供することを目的とする。

（運用に関する指示）

第３条　基本図情報部長は、必要があると認める場合には、この図式に基づく運用に関し指示することができる。

第２節　表示の原則

（表示する事項）

第４条　電子地形図に表示する事項（以下「表示事項」という。）は、次章及び第３章に定めるとおりとする。

（表示の原則）

第５条　電子地形図の表示事項は、電子国土基本図の表示位置及び属性に応じて、正射影の位置又は緯線に直立させて表示する。ただし、別に定める場合、表示位置及び属性を変更して表示することができる。

（表示事項の取捨選択及び色設定）

第６条　表示事項は、電子地形図への表示を考慮して、適切に取捨選択する。個々の表示は、次章以下に定めるものとする。

２　記号の色は、光の三原色（ＲＧＢ）の各要素を256段階で指定した次章以下で定めるものとする。

（記号及び注記の表示）

第７条　電子地形図は、次章以下に定める記号及び注記を表示する。記号の表示位置は、別に定めのある場合を除き、次の各号によるものとする。

一　記号が重複する場合は、それぞれを重ねて表示する。ただし、立体関係にある場合は、下方のものを間断するなどして表示する。

二　道路、鉄道及び建物が近接する場合は、記号を接するか又は必要に応じて現況と著しく異なることのない程度に離して表示する。

三　図郭付近の記号・注記については、必要に応じて省略することができる。

（表示事項の転位）

第８条　表示事項の表示位置は、やむを得ない場合に限り、次の各号に掲げる必要最小限の転位を行うことができる。

一　表示事項の形状及び関係位置は、転位によって現況と著しく異なることのないようにしなければならない。

二　転位の優先順位は、以下のとおりとする。

電子基準点・三角点＞海岸線･１条河川＞道路＞鉄道＞２条河川＞建物･構造物等の人工物＞崖等自然物＞植生＞行政界･注記等の無形物

三　転位する場合の平面位置の移動は、図上0.25mm以内とする。ただし、やむを得ない場合に限り、図上1.2mmまで移動させることができる。

第３節　電子地形図の規格

（位置の基準）

第９条　電子地形図の位置の基準は、測量法第１１条の規定による。

（投影法）

第１０条　電子地形図の投影法は、ユニバーサル横メルカトル図法とする。

（画像データの規格）

第１１条　電子地形図は、前節及び次章以下の規定に基づいて表現される記号及び注記を表示した画像データとする。

２　前項の画像データの解像度は、508dpiとする。

（電子地形図の区画）

第１２条　電子地形図は、グリニッジ子午線と赤道の交点を基準にして経度差15′、緯度差10′ごとの経線及び緯線によって区画される地域（以下「図郭」という。）を投影し、上辺が水平となるように回転をかけた図郭の画像とする。

２　図郭の辺は、画像ファイルの画素の並びに平行又は垂直とし、上辺を北とする。

（整飾）

第１３条　「整飾」とは、図郭を表示するとともに、電子地形図の読解に必要な事項を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

２　整飾は付録に定めるものとし、その他必要な事項は基本図情報部長が定めることができる。

第２章　基本項目の表示事項とその適用

第１節　測量の基準点及び標高

（測量の基準点及び標高）

第１４条　測量の基準点及び標高(以下「基準点等」という。)の記号は、測量の基準点として取得された電子基準点、三角点及び水準点並びに地形等として取得された標高点及び水面標高に区分する。

２　基準点等の記号は、別に定めがある場合を除き、記号の重心を真位置に表示する。

（注記の原則）

第１５条　標高値を持たないものを除き、基準点等の記号には、標高値を注記する。

２　電子基準点、三角点、水準点の数値は、メートル以下小数点第１位で表示し、標高点及び水面標高は、メートル単位で表示する。

３　前項に定めるもののほか、国家基準点は、必要に応じて指示点を付し、名称を注記し、標高値は、メートル以下小数点第１位で表示する。

（表示記号の様式）

第１６条　基準点記号の様式は、次の表による。

番号	名　称	様　式			適　用
		記　号	線幅	色	
1	電子基準点	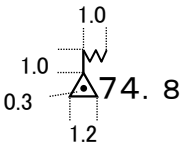	0.1	0,0,0	1. 記号の位置はアンテナの位置、標高値は付属標の標高値を表示する。 2. 三角記号部分の重心を真位置に表示する。
2	三角点	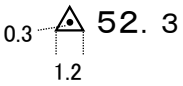	0.1	0,0,0	1.「三角点」は、原則として一等三角点、二等三角点、三等三角点及び日本経緯度原点に適用する。 2.山名の注記がある山頂において、三角点よりも標高値の高い標高点が近接し、記号が重なる等により表示できない場合は省略することができる。
3	水準点	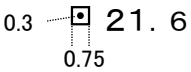	0.1	0,0,0	1.「水準点」は、水準点及び日本水準原点に適用する。 2.トンネル内、高架部下のものについては表示しない。 3. 他の測量の基準点が近接し、記号が重なる等の場合は省略することができる。
4	標高点	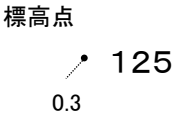		0,0,0	現地測量又は写真測量により取得したもののうち、地域の景況を表すために必要なものを表示する。
5	水面標高	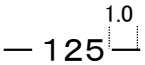	0.1	0,0,0	数字左側短線の左端を真位置に表示する。

第２節　河川、湖沼及び海

（河川、湖沼及び海）

第１７条　河川、湖沼及び海（以下「河川等」という。）とは、陸地内に存在する水の部分及び海をいう。なお、時期等により水の流れない部分を含む。

２　河川等は、１条河川、水涯線及び海岸線の位置並びに水面の範囲を表示するものとする。

（河川等の区分）

第１８条　河川は、その幅員に基づき、１条河川及び２条河川に区分する。

２　１条河川は河川中心線により、２条河川は水涯線により表示する。

３　「河川中心線」とは、河川の接続関係を示すもので、湖沼域を含む河川の経路をいう。また、空間及び地下の経路を含むものとする。

４　水涯線及び海岸線は、陸部と水部を区画する水際をいい、陸水部においては平水時、海部においては満潮時の正射影を表示する。ただし、小さな凹凸は省略することができる。

（注記の原則）

第１９条　河川は主要なものについて、湖沼及び海は著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。

２　同一河川の異なる区間で地域によって異なる名称がある場合は、地域ごとにそれぞれの名称を注記する。また、同一区間で異なる名称がある場合には、区間が短いか又は通称と判断できる一方を括弧で囲むか又は後に併記する。

３　湖沼及び海において、同一水面に異なる名称がある場合は、一方を括弧で囲むか又は総面積の小さい名称を後に併記する。

（表示記号の様式）

第２０条　河川等の記号、流水方向及び水上・海上交通記号の様式は、次の表による。

番号	名　称	様　式			適　用
		記　号	線幅	色	
	河川・湖沼	1. 河川は、常時流水があるものについて、1条河川及び2条河川に区分する。 2. 河川名は、長さが図上 10cm 以上で河川敷が広い場合は、河川敷の中央に注記する。 湖沼名は、長辺が図上 1.0cm 以上のものについて表示する。			
6	1条河川	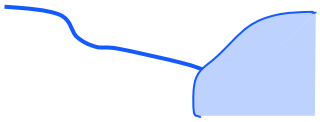	0.15	20,90,255	1. 2条河川の表示が困難な河川に適用する。 2. 道路及び土堤と交差し、地下部の長さが図上1.0㎜未満の場合には、地下部を表示しない。
			0.1	111,176,240	地図情報レベルが25000未満の河川中心線については、左図のように線幅を細くかつ淡色で表示することができる。
7	2 条 河 川・湖沼	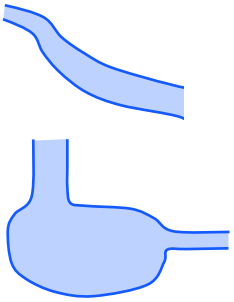	0.1	水涯線 20,90,255 面の色 190,210,255	川幅が1.0m以上の河川に適用する。ただし、5.0m未満の河川において、表示が困難な場合には、1条河川を適用することができる。なお、水部と接する岩記号との境界は非表示とする。
8	地 下 の 水路	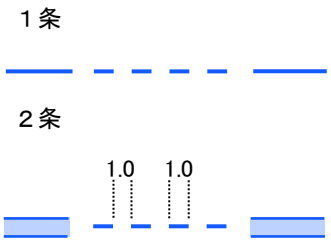	0.15 (0.1)	20,90,255 (111,176,240)	1. 河川中心線を破線で表示する。ただし、図上の長さ1.0mm未満の地下の水路の経路は、表示しない。 2. 地図情報レベルが25000未満の河川中心線については、1条河川の適用に準じる。
9	空 間 の 水路		0.05	100,100,100	河川中心線を中心として記号を表示する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
	枯れ川及び流水型ダムの洪水時最高水位	1.時期等により水の流れない部分に適用する。 2.枯れ川は、接続する1条河川及び2条河川に準じて、1条の枯れ川及び2条の枯れ川に区分する。ただし、長さ図上5.0mm未満の枯れ川は、省略し河川として表示する。また、流路及びその周囲に砂れき地を必要に応じて表示する。 3.流水型ダムの洪水時最高水位が示す範囲には、平常時の流路及び現況を併せて表示する。			
10	1条の枯れ川	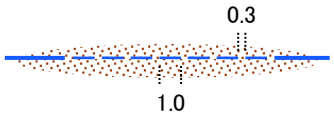	0.15	20,90,255	河川中心線を破線で表示する。
11	2条の枯れ川及び流水型ダムの洪水時最高水位	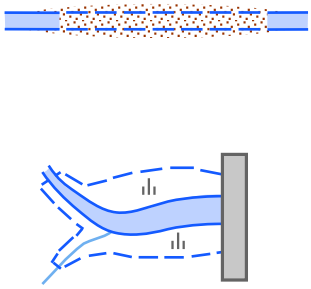	0.1	20,90,255	枯れ川水涯線及び流水型ダムの洪水時最高水位を破線により表示する。
12	海岸線	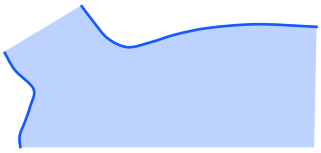	0.1	水涯線 20,90,255 面の色 190,210,255	満潮時の陸地と海面との境界を表示する。ただし、水部と接する岩記号との境界は非表示とする。
13	流水方向	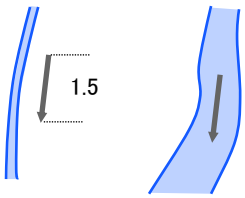	0.2	100,100,100	1.河川の流水方向が読図しにくい場合に表示する。 2.河川の内部に記号を表示できない場合には、河川の外側に近接させて表示する。 データ位置に実線を表示し、終点位置に矢印記号を表示する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
14	水上・海上交通	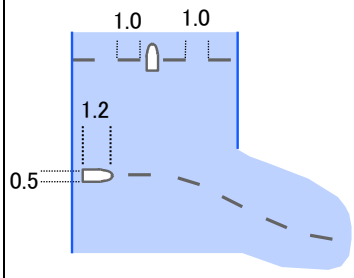	0.1	100,100,100	1. 水上・海上交通は、河川等において、人又は車両等を運搬する定期航路を表示する。ただし、遠距離フェリーの待合所等は「フェリー発着所」と注記する。 2. 航路がおおむね1,000m以上の場合は、発着地点に、船舶の記号を進行方向に一致させて表示し、発着地点から500m程度の航路を表示する。 3.航路がおおむね1,000m未満の場合は、航路全体を表示し、中心付近に船舶の記号を航路に直交させて表示する。ただし、河川においては、記号の先端を上流に向けて表示する。

第３節　道　路

（道路）

第２１条　「道路」とは、人や自動車等のために設けた通路をいい、トンネル等道路に付属する施設等を含む。

（道路幅員による区分）

第２２条　道路は、徒歩道を除き道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）第２条に規定する歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道、中央帯、路肩、軌道敷、交通島及び植樹帯で構成される道路の部分の最も外側の線（植樹帯が最も外側にある場合にあっては、当該植樹帯を除いた道路の部分の最も外側の線。以下「道路縁」という。）の間を幅員とし、道路中心線の幅員区分及び実幅員に基づき、記号道路及び真幅道路により区分して表示する。

（道路種別による区分）

第２３条　道路は、次の各号により分類する。

一　高速道路、国道、都道府県道及びその他の道路

二　有料道路と有料道路以外の道路

（付属する施設等）

第２４条　「付属する施設等」とは、道路に付属する施設等で次に掲げるものをいい、道路中心線が保持する属性により分類する。

トンネル

雪覆い等

庭園路等

石段

（表示の原則）

第２５条　道路の記号は、道路中心線の位置に表示する。また、幅員及び付属する施設等は、状態及び機能に応じた属性から適切な記号を表示する。

２　記号幅以下の間隔で複数の道路が近接している場合は、道路の片側の道路縁を重ねて表示することができる。

３　記号幅以下の間隔で複数の道路と鉄道が近接している場合は、幅員３ｍ以上の道路及び真幅道路の片側の道路縁と鉄道記号を重ねて表示することができる。

（注記の原則）

第２６条　道路及び付属する施設等の名称は、高速道路、有料道路、専用道路、主要な街道等に注記し、注記方法は次の例による。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため注記することが困難な場合は、省略することができる。

○○自動車道路、△△有料道路、□□街道、自転車専用道路、☆☆トンネル

２　坂、峠等の名称は、道路に付属する施設等の名称に準じ、主要なものを注記する。
３　インターチェンジ等の名称は、次の例に準じて略称注記とする。
　○○インターチェンジ→○○ＩＣ
　△△ジャンクション→△△ＪＣＴ
　□□サービスエリア→□□ＳＡ
　××パーキングエリア→××ＰＡ
　◇◇スマートインターチェンジ→◇◇ＳＩＣ

（表示記号の様式）

第２７条　道路の記号の様式は、次の表による。

番号	名　称	様　式			適　用
		記　号	線幅	色	
15	真幅道路 （幅員30m以上） （４車線以上）	40m以上の道路 0.8以上 30m～40mの道路 0.6・0.7	0.15 0.1	100,100,100	1.「真幅道路」は、幅員30m以上の道路に適用し、幅員を図上幅0.1mm単位で縮尺化して表示する。 2.道路中心線を中心に、記号幅員に応じた平行線を表示する。
	記号道路	1.「記号道路」は、幅員30m未満の道路に適用する。 2.記号道路は、幅員に応じた一定の記号幅員により区分する。 3.道路中心線を中心に、記号幅員に応じた所定の平行線を実線又は破線で表示する。			
16	13m　～　30m （歩道のある2車線、4車線以上）	0.6	0.1	100,100,100	幅員13m以上30m未満の幅員区分で道路中心線が取得されている道路を表示する。
17	5.5m　～　13m （歩道の無い2車線等）	0.4	0.1	100,100,100	幅員5.5m以上13m未満の幅員区分で道路中心線が取得されている道路を表示する。
18	3m　～　5.5m (1車線)	「高速道路」「国道」「都道府県道」又は「有料道路」 0.3	0.1	100,100,100	幅員3m以上5.5m未満の幅員区分、かつ高速道路、国道、都道府県道の道路分類又は有料の有料区分で道路中心線が取得されている道路を表示する。
		上記以外	0.15	160,160,160	上記以外の属性で道路中心線が取得されている道路を表示する。
19	3m未満 (軽車道)		0.1	160,160,160	幅員3m未満の道路として道路中心線で取得されている道路を表示する。

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">名　称</th><th colspan="3">様　　式</th><th rowspan="2">適　　用</th></tr>
<tr><th>記　号</th><th>線幅</th><th>色</th></tr>
<tr><td>20</td><td>1m未満</td><td> 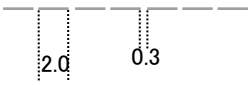
</td><td>0.1</td><td>160,160,160</td><td>幅員1.0m未満の道路として、道路中心線で取得されている道路を表示する。</td></tr>
<tr><td>21</td><td>高速道路</td><td> 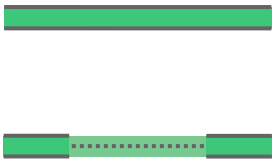 </td><td></td><td>100,100,100
60,200,100

トンネル
60,200,143</td><td>1.「高速道路」は、高速道路番号が付与された道路及び都市高速道路に適用する。
2.高速自動車国道については、名称を注記する。
3.都市高速道路については、名称及び路線番号を、以下の例に準じて注記する。
<table>
<tr><th>公　称</th><th>表示例</th></tr>
<tr><td>・首都高速道路</td><td>首都高速川口線、首都高速一号線</td></tr>
<tr><td>・名古屋高速道路</td><td>高速一号楠線、高速都心環状線</td></tr>
<tr><td>・阪神高速道路</td><td>阪神高速一号環状線</td></tr>
<tr><td>・広島高速道路</td><td>広島高速一号線</td></tr>
<tr><td>・北九州都市高速道路</td><td>都市高速道路</td></tr>
<tr><td>・福岡都市高速道路</td><td>都市高速一号香椎線、都市高速環状線</td></tr>
</table>
4. 記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。</td></tr>
</table>

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
22	国道	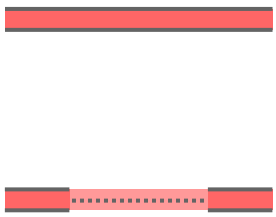		100,100,100 255,102,102 トンネル 255,153,153	1.「国道」は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に適用する。 2.記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。
		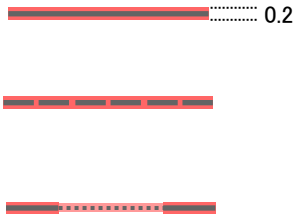		100,100,100 255,102,102 トンネル 255,153,153	軽車道・徒歩道は、図上幅0.2mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。
23	都道府県道	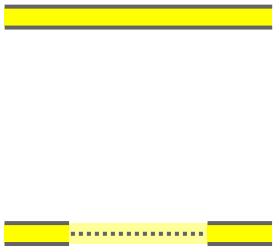		100,100,100 255, 255, 0 トンネル 255,255,153	1.「都道府県道」は、道路法第3条第3号に規定する道路に適用する。 2. 記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。
		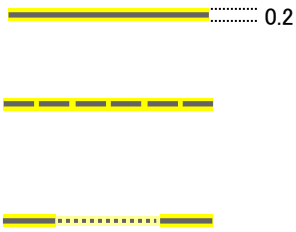		100,100,100 255, 255, 0 トンネル 255,255,153	軽車道・徒歩道は、図上幅0.2mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
24	有料道路	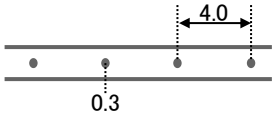		100,100,100	1.「有料道路」は、車両に対して通行料を徴収する道路に適用する。 2. 図上の長さ3.0mm以上のものについて、円点記号を表示する。ただし、幅員3m未満の道路及びトンネル内は円点記号を表示しない。 3.有料道路は、原則として公称を注記する。ただし、通称の方が著名な場合は、公称の後ろに通称を括弧書きすることができる。 4.有料道路記号が表示できない有料の橋及びトンネルの注記は、次のとおりとする。 例:○○橋(有料) ○○トンネル(有料)
25	トンネル(道路)	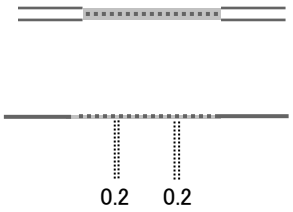	道路を準用 (道路部) 0.1 (トンネル部)	200,200,200 100,100,100	1.「トンネル」は、地下の経路に適用する。 2.複数の道路が近接して、それぞれがトンネルとなる場合も、全て表示する。 3.長さ図上1.0mm未満のトンネルは、経路を表示しない。 4.トンネルの名称は、長さがおおむね図上1cm以上のもの、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、注記する。
26	雪覆い等(道路)	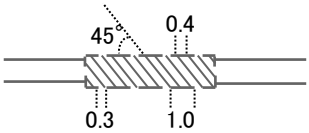	0.08 (斜線) 0.1 (外形)	100,100,100	1.「雪覆い等」は、雪崩、落石等を防ぐため道路上に設置されたものに適用し、道路中心線の種別が雪覆いの区間で幅員3m以上のものを表示する。 2.道路を間断し、道路中心線を中心とした記号を表示する。 3.記号幅は、道路幅が3m以上5.5m未満の道路は図上0.45mm、5.5m以上30m未満の道路は図上0.75mm、30m以上の道路は、道路幅を図上0.1㎜単位で縮尺化して表示する。 4.複数の道路が、一つの雪覆い等を兼ねるなど、表示時に複雑な形状を表現する必要がある場合は、雪覆い等の形状を無壁舎記号を準用して表示する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
27	庭園路	「庭園路」は、公園、住宅地等で自動車の通行を規制している道路及び工場等の特定の敷地内道路に適用し、道路中心線の種別が庭園路の区間を表示する。			
	5.5m以上	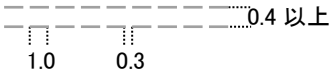	0.1	160,160,160	幅員5.5m以上13m未満の道路は0.4mm、13m以上30m未満の道路は0.6mm、30m以上の道路は図上幅0.1mm単位で縮尺化して破線で表示する。
	5.5m未満	「高速道路」「国道」「都道府県道」又は「有料道路」 	0.1	160,160,160	幅員5.5m未満の幅員区分かつ、高速道路、国道、都道府県道の道路分類又は有料の有料区分で道路中心線が取得されている道路を表示する。
		上記以外 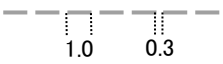	0.15	160,160,160	上記以外の属性で道路中心線が取得されている道路を表示する。
28	石段		0.1	160,160,160	1.「石段」は、交通を目的として傾斜地に設置された階段状の構造物に適用し、道路中心線の区分が石段の区間を表示する。 2. 記号幅は、幅員3m未満の道路は図上0.2mm、3m以上5.5m未満の道路は0.3mm、5.5m以上13m未満の道路は0.4mm、13m以上30m未満の道路は0.6mm、30m以上の道路は図上幅0.1mm単位で縮尺化して表示する。
29	国道番号	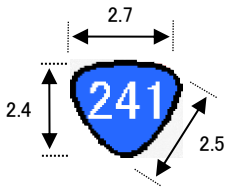	0.1	外周線 0,0,0 白抜き数字 254,254,254 面の色 38,104,255	1. 一般国道の路線番号を表示する。 2. 国道の重複区間については錯雑する場合を除き、複数表示することを原則とする。錯雑する場合は、若い番号を表示する。

第４節　鉄道

（鉄道）

第２８条　「鉄道」とは、車両の走行のため、レール等を設けた軌道及び索道をいい、駅、トンネル等の鉄道に付随する施設を含む。

（鉄道の区分）

第２９条　鉄道は、普通鉄道、地下鉄及び地下式鉄道、路面の鉄道、索道（リフト等）並びに特殊鉄道に区分する。

（表示の原則）

第３０条　鉄道記号は、単線の場合は軌道の中心に、複数の軌道を有し並行する軌道間の距離が図上0.3mm未満の場合は、複数の軌道の中間付近を１本の記号で表示する。

（注記の原則）

第３１条　索道（リフト等）及び特殊鉄道を除く鉄道の名称は、全て注記する。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため、注記することが困難な場合は省略することができる。

２　複数の路線を一つの鉄道として表示した場合は、適宜、選択して主要なものを注記する。

（表示記号の様式）

第３２条　鉄道の記号の様式は、次の表による。

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">名　称</th><th colspan="3">様　　式</th><th rowspan="2">適　　用</th></tr>
<tr><th>記　号</th><th>線幅</th><th>色</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">普通鉄道</td><td colspan="3">1. 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道に適用し、地下鉄、路面鉄道となっている部分は、以下の、「地下鉄及び地下式鉄道」、「路面の鉄道」の表示方法を適用する。
2. JR線は、個々の路線名を注記する。ただし、新幹線は「○○新幹線」と注記し、新幹線が乗り入れる在来線については、在来線の名称の後ろに新幹線の名称を括弧書きする。
3. JR線以外は、鉄道名及び路線名を注記する。ただし、路線名が本線とあるものを除き、他によく知られている略称がある場合には、その略称を以下の例に準じて注記する。
<table>
<tr><th colspan="2">公　　称</th><th colspan="2">略称（注記）</th></tr>
<tr><td>西武鉄道</td><td>－線</td><td>西武</td><td>－線</td></tr>
<tr><td>東京急行電鉄</td><td>－線</td><td>東急</td><td>－線</td></tr>
<tr><td>（札幌市）高速鉄道</td><td>－線</td><td>地下鉄</td><td>－線</td></tr>
<tr><td>東京地下鉄株式会社</td><td>－線</td><td>東京ﾒﾄﾛ</td><td>－線</td></tr>
<tr><td>都営地下鉄</td><td>－線</td><td>都営</td><td>－線</td></tr>
</table>
4. 貨物専用鉄道のうち、鉄道事業法に基づく専用鉄道は、鉄道名に「専用線」を付して注記し、これ以外のものは、必要に応じて「貨物線」又は鉄道名の略称を先頭に付し、「○○貨物線」と注記する。
5. 普通鉄道は、新幹線、JR線及びJR線以外をそれぞれの記号により表示する。
6. 普通鉄道で、JR線とJR線以外が線路を共有して運行されている区間は、JR線の記号で表示する。</td></tr>
<tr><td>30</td><td>新幹線</td><td>単線

複線以上
 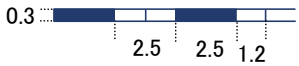
</td><td>0.1
0.3
（破線）</td><td>35,59,108</td><td>図上幅0.3mm、線幅0.1mmの平行線を表示し、線幅0.3mmの破線を重ねて表示する。</td></tr>
<tr><td>31</td><td>JR線</td><td>単線
 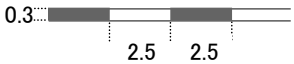

複線以上
 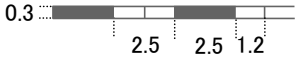
</td><td>0.1
0.3
（破線）</td><td>100,100,100</td><td>図上幅0.3mm、線幅0.1mmの平行線を表示し、線幅0.3mmの破線を重ねて表示する。</td></tr>
<tr><td>32</td><td>JR線以外</td><td>単線
 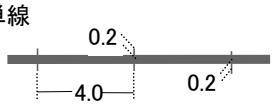

複線以上
 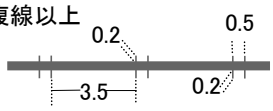
</td><td>0.3
0.1
（短線）</td><td>100,100,100</td><td>線幅0.3mmの実線を表示し、短線を等間隔で表示する。</td></tr>
</table>

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
33	側線		0.15	100,100,100	1.「側線」は、普通鉄道において、列車の運行に常用する軌道以外の軌道に適用する。 2. 車両基地等の軌道は、側線記号で表示する。 3. 地下部分の側線は表示しない。 4. 側線の名称は注記しない。
34	地下鉄及び地下式鉄道	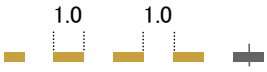	0.3	200,160,60	「地下鉄及び地下式鉄道」は、都市内の地下に敷設された鉄道に適用し、部分的に地上に敷設されている区間（駅及び側線を含む。）は、普通鉄道記号で表示する。
35	路面の鉄道		0.15	100,100,100	「路面の鉄道」は、道路上に敷設された鉄道に適用し、単線又は複線を区別しない。
36	索道（リフト等）	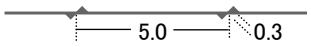	0.1	100,100,100	1.「索道(リフト等)」は、ロープウェイ、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びその他これに類似するものに適用し、恒久的で主要なものを表示する。 2. 索道(リフト等)は、特に必要な場合に名称又は用途を注記する。ただし、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第1号で規定する普通索道については、努めて名称を注記する。 3. 道路又は鉄道と交差する場合は双方の記号を重ねて表示する。
37	特殊鉄道	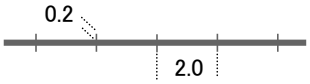	0.2 0.1	100,100,100	1.「特殊鉄道」は、貨物の輸送等、専用に敷設された鉄道のうち、鉄道事業法に基づく専用鉄道に該当しないものに適用する。 2. 特に必要な場合に名称又は用途を注記する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
	建設中又は運行休止中の鉄道	1.「建設中の鉄道」は、軌道等の施設が現に建設中の普通鉄道に適用し、その経路が明らかなものを表示する。 2.「運行休止中の鉄道」は一時的に運行を休止している普通鉄道に適用する。 3. 建設中又は運行休止中の鉄道は、新幹線、JR線及びJR線以外をそれぞれの記号により表示する。 4. 建設中又は運行休止中の鉄道の路線名及び駅名は注記しない。 5. 建設中のトンネル（地下の通路）経路は表示しない。 6. 運行休止中の鉄道における駅、トンネル、雪覆い等の表示は、普通鉄道におけるこれらの表示に係る規定を準用する。			
38	新幹線	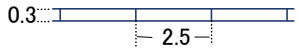	0.1	35,59,108	図上幅0.3mmの平行線を表示し、2.5mm間隔で短線を表示する。
39	JR線	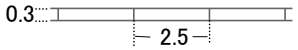	0.1	100,100,100	図上幅0.3mmの平行線を表示し、2.5mm間隔で短線を表示する。
40	JR線以外	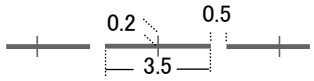	0.3 0.1 (0.2)	100,100,100	JR線以外の普通鉄道記号を準用する。ただし、鉄道位置の実線は、破線とする。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
41	駅	新幹線 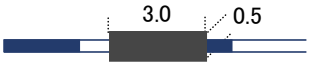 JR線 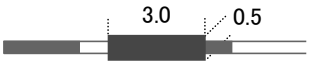 JR線以外 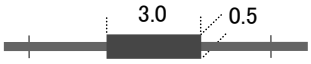 地下鉄及び地下式鉄道(トンネル内を含む) 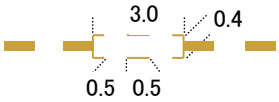 路面の鉄道 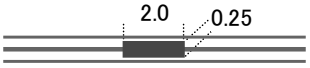 索道(リフト等) 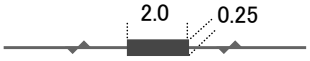 特殊鉄道 	地下鉄 0.1	70,70,70 地下駅 200,160,60	1.「駅」は、旅客駅に適用し、期間を限って開設される臨時駅を含む。 2. 駅は、プラットホームの図上の長さを正射影で表示する。ただし、正射影が極小(普通鉄道、地下鉄及び地下式鉄道では図上3.0mm、それ以外のものは図上2.0mm)に満たない駅は、極小の大きさで表示する。 3. 待避駅、貨物専用駅、特殊鉄道の駅のうち、プラットホームのあるものについては、駅記号を表示する。 4. プラットホームに屋根のある部分は、その状態に応じて駅に替えて、無壁舎記号を表示することができる。 5. 地下鉄及び地下式鉄道並びにトンネル内の駅は、記号が錯雑する場合、重要度の低いものから適宜省略することができる。 6. 表示した駅の名称は、全て注記する。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため注記することが困難な場合、又は地名の注記等で駅名が判断できる場合は、省略することができる。 7. 駅の名称は、正式名称に「駅」を付して表示する。正式名称の全部又は一部にカタカナ及びアルファベットが含まれる場合には、それらを用いることができる。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
42	トンネル	新幹線 JR線 JR線以外 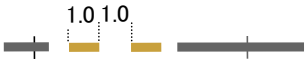 	0.3	トンネル内の経路・駅 35,59,108 （新幹線） 200,160,60 （新幹線以外）	1.「トンネル」は、地下の経路に適用する。 2.トンネル内の経路は、線幅0.3mmの破線を表示する。 3. 建設中及び長さ図上1.0mm未満のトンネルは、経路を表示しない。 4.トンネルの名称は、長さが図上1.0cm以上で主要なものについて注記する。ただし、この基準に満たないものであっても、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては注記する。
43	雪覆い等	 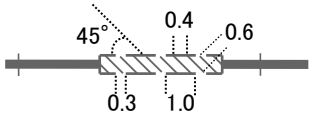 	0. 08 （斜線） 0. 1 （外形）	100,100,100	1.「雪覆い等」は、雪崩、落石等を防ぐため鉄道上に設置されたものに適用する。 2. 雪覆い等は、鉄道記号を間断し、鉄道中心線を中心として記号を表示する。 3. 複数の鉄道が、一つの雪覆い等を兼ねるなど、表示時に複雑な形状を表現する必要がある場合は、雪覆い等の形状を無壁舎記号を準用して表示する。

第５節　建物等

（建物）

第３３条　「建物」とは、居住その他の目的で構築された建築物をいう。

（建物の区分）

第３４条　建物は、普通建物、堅ろう建物、高層建物及び無壁舎に区分する。

（建物記号及び表示の原則）

第３５条　建物記号は、建物の機能を明らかにするために定めた記号とする。

２　主要な公共施設は、建物記号を表示又は施設の名称等を注記する。

３　建物記号の表示位置等は次の各号による。

一　建物内部に表示できる場合は、建物中央に表示する。

二　普通建物、堅ろう建物及び高層建物の一部に建物記号を表示する場合は、その該当位置に表示する。

三　建物内部に表示できない場合は、必要に応じて建物内部に指示点をおき、上、下、右、左の優先順位に基づき表示する。

４　都市部、合同ビル内等において、記号の表示が不適当な場合は、記号を省略することができ、同一の建物内に記号の異なる複数の機関が同居している場合は、主要なものを選択して表示する。

（注記の原則）

第３６条　建物は、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。

２　建物に注記した場合、建物記号は表示しない。

３　ショッピングセンターの名称は、次の例に準じて略称注記とする。

○○ショッピングセンター→○○ＳＣ

４　過去に起きた自然災害に関する情報を伝承する施設は、名称を注記することができる。

（表示記号の様式）

第37条　建物等の記号の様式は、次の表による。

番号	名　称	様　式			適　用
		記　号	線幅	色	
44	普通建物			255,230,190	1.「普通建物」は、堅ろう建物、高層建物及び無壁舎以外の建物に適用する。 2. 普通建物が密集しているところでは、適宜、総合又は修飾して表示することができる。
45	堅ろう建物		0.2 (外形) 0.08 (斜線)	255,135,75	1.「堅ろう建物」は、地上3階相当以上60m未満の非木造建物に適用する。 2. 堅ろう建物が密集しているところでは、適宜、総合又は修飾して表示することができる。
46	高層建物	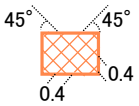	0.2 (外形) 0.08 (斜線)	255,135,75	「高層建物」は、高さが60m以上の非木造建物に適用する。
47	無壁舎	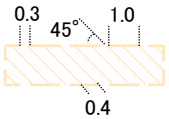	0.1 (外形) 0.08 (斜線)	255,230,190	1.「無壁舎」は、飛行機の格納庫、市場、動物園の檻、温室、畜舎等、側壁のない建物に適用する。 2. 外周を破線で表示する。 3. 短辺が図上0.5㎜未満のものが多数並んでいる場合は、全体の形状をまとめて表示することができる。 4. 普通建物等と無壁舎が接している場合は、外周を接して表示する。
48	建物記号　市役所 特別区の 区役所		0.2 0.1	0,0,0	市役所、東京都の区役所を表示する。ただし、支所、出張所、分館等を除く。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
49	町村役場 政令指定都市の区役所	2.0	0.2	0,0,0	町村役場、政令指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市)の区役所を表示する。ただし、支所、出張所、分館等を除く。
50	官公署	1.5 1.0	0.2	0,0,0	1. 国の機関(別に建物の記号が定められていないものに限る。)を表示する。 2. 特に重要な官公署は、記号にかえて注記することができる。 3. 外国の大使館等は、独立の建物を持つ施設について、記号を表示する。
51	裁判所	1.0 1.5	0.2	0,0,0	1. 裁判所法(昭和22年法律第59号)第2条第1項に規定する下級裁判所を表示する。 2. 最高裁判所は、注記する。
52	税務署	1.5 0.7 1.5	0.2	0,0,0	財務省設置法(平成11年法律第95号)第24条第1項に規定する税務署を表示する。
53	消防署	1.2 1.5	0.2	0,0,0	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条第1号及び第2号に規定する消防本部及び消防署を表示する。
54	保健所	1.0 1.5	0.1 0.2	0,0,0	地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に基づき設置された保健所を表示する。
55	警察署	1.5	0.2	0,0,0	1. 警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項に規定する警視庁及び道府県警察本部並びに第53条第1項に規定する警察署を表示する。 2. 都道府県の警察学校は、注記する。
56	交番	1.0 1.5	0.2	0,0,0	警察法第53条第5項に規定する警察署の下部機構としての交番その他の派出所及び駐在所を表示する。

番号	名　称	様　式			適　用
		記　号	線幅	色	
57	郵便局	〒 1.5	0.2	0,0,0	日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局及び簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する簡易郵便局を表示する。ただし、地下街にあるものを除く。
	学校	1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学（短期大学等を含む。）及び高等専門学校については、記号を表示する。 2. 学校教育法第1条に規定する学校のうち特別支援学校については、記号は表示せず、「養護学校」のように固有名を省略して注記する。			
58	小・中学校	1.2 文 1.2	0.2	0,0,0	学校教育法第1条に規定する学校のうち小学校、中学校及び義務教育学校を表示する。
59	高等学校	交 1.5	0.2	0,0,0	学校教育法第1条に規定する学校のうち高等学校及び中等教育学校を表示する。
60	高等専門学校	文 1.2 (専) 1.2 0.15	0.2 0.1	0,0,0	学校教育法第1条に規定する学校のうち高等専門学校を表示する。
61	短期大学	文(短)	0.2 0.1	0,0,0	学校教育法第108条に規定する短期大学及び専門職短期大学を表示する。
62	大学	文(大)	0.2 0.1	0,0,0	学校教育法第1条に規定する学校のうち大学（短期大学等を除く。）を表示する。
63	病院	1.2 ⊕ 1.2	0.1 0.2	0,0,0	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項に基づき告示された救急病院及び救急診療所並びに都道府県が指定する災害拠点病院を表示する。
64	博物館	2.0 🏛 1.5	0.2	0,0,0	1. 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設及び国立の博物館・美術館等を表示する。 2. 水族館及び動・植物園等は、注記を原則とする。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
65	図書館	1.8 1.5	0.15	0,0,0	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館を表示する。ただし、分館を除く。
66	老人ホーム	2.0 1.8	0.2	0,0,0	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームを表示する。
67	神社	1.5 1.2 1.0	0.2	0,0,0	神社は、目標となるものを表示する。ただし、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては、注記する。
68	寺院	1.2	0.2	0,0,0	寺院は、目標となるものを表示する。ただし、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては、注記する。
69	指示点	0.3		0,0,0	

第６節　構造物

（構造物）

第３８条　「構造物」とは、道路、鉄道及び建物以外の人工構造物をいう。

（表示の原則）

第３９条　構造物が多数近接している場合は、適宜、省略して主要なものを表示する。

（注記の原則）

第４０条　構造物は、別に定める場合を除き、著名なもの又は地域の状況を表現するため必要なものについて、固有名（第６２条で規定するものをいう。以下同じ。）又は用途の説明を注記する。

（表示記号の様式）

第４１条　構造物の記号の様式は、次の表による。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
70	高塔		0.1	100,100,100	1. 電波塔、展望台等の高い塔（送電線鉄塔を除く。）で、高さがおおむね60m以上のものを表示する。 2. 基部の部分は0.8mm×0.8mm、外側四方向に向かう短線の長さは0.2mmを極小とし、高塔の大きさ及び形状にあわせ、正射影でそれぞれを適宜拡大して表示することができる。
71	記念碑	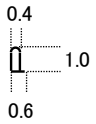	0.1	0,0,0	1. 記念碑は、立像を含め著名なものを表示する。 2. 記号の真位置は、記号下辺の陰の部分を除いた中央とする。
72	自然災害伝承碑	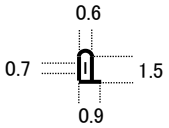	0.15 0.08 （中線）	0, 0,0	1.「自然災害伝承碑」は、過去に起きた自然災害に関する情報を伝える恒久的な石碑、モニュメント等に適用する。 2. 記号の真位置は、記号下辺の陰の部分を除いた中央とする。
73	煙突	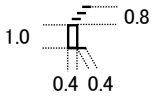	0.1	0,0,0	1. 高さがおおむね60m以上のものを表示する。 2. 記号下辺の陰の部分を除いた中央を真位置に表示する。
74	風車	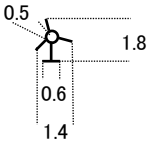	0.1	0,0,0	1. 風車1基の発電出力がおおむね1000kW以上のものを表示する。 2. 記号下辺の中央を真位置に表示する。
75	油井・ガス井	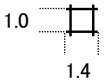	0.1	0,0,0	1. 油井・ガス井は、現在採取中のもので、目標となる施設を有するものを表示する。 2. 記号の重心を真位置に表示する。
76	灯台	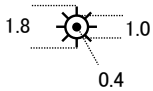	0.1	0,0,0	1. 灯台は、原則として全てを表示する。 2. 灯標及び航空灯台は、目標として重要なものを表示する。 3. 記号の重心を真位置に表示する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
77	タンク		0.1 (外形) 0.08 (斜線)	255,130,190	1. 水、油、ガス、飼料等を貯蔵するため地上に設置された構造物で、直径又は短辺がおおむね図上0.5mm以上のものを正射影で表示する。 2. 多数並んでいる場合は、全体の形状をまとめて表示することができる。
78	ダム		0.2 0.05 (土崖記号)	躯体外周線 100,100,100 面の色 200,200,200	1. コンクリート製又は堅固な石積みによる規模の大きなダムを表示する。 2. 土崖によるダムは、土崖記号を準用して表示する。
79	防波堤等	1.0 0.3 の半円	0.1	100,100,100	1. 「防波堤等」は、防波堤、埠頭、突堤、河川の護岸(コンクリート製など)に適用する。 2. 実線を表示し、擁壁の下方向に、半円記号を表示する。
80	桟橋		0.1	外周線 100,100,100 面の色 254,254,254	「桟橋」にはシーバース等を含み、地域の状況を表現するために必要なものを表示する。
81	水門	1.0 0.3	0.1	100,100,100	ドックは入口に水門記号を次の例に準じて表示する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
82	せき	せき（小） せき（大）	0.1	100,100,100	1.長さ図上1.0mm未満のものは、せき（小）記号を表示し、長さ1.0mm以上のものは、せき（大）記号を、正射影で表示する。 2.記号の実線部を下流、破線部を上流に向けて表示する。
83	水制			100,100,100	1.水制位置に円記号を並べて表示する。 2.幅20ｍ未満のものは1列、幅20m以上のものは複数列で表示する。

第７節　植生

（植生）

第４２条　「植生」とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいう。

２　「植生記号」とは、植生を示す記号をいう。

３　植生記号はおおむね図上2.5mm四方以上の広さのものを表示し、並木、防風林等で図上幅1.0mm未満かつ長さ0.5mm以上のものは、植生記号を1.0mm間隔で表示する。

（植生の区分及び表示の原則）

第４３条　植生は、耕地又は未耕地に区分する。

２　「耕地」とは、耕作して農作物を作る土地をいい、植生記号は、下図に示す間隔及び配列とすることを原則とする。

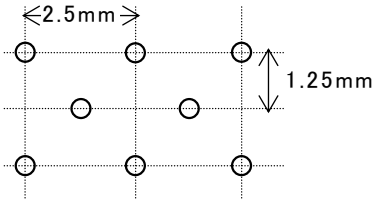

３　「未耕地」とは、耕地以外の植物が生育している土地をいい、植生記号は、図上5mm×5mmに1～2個の密度で表示する。ただし、山頂、尾根及び谷底には努めて表示しない。

４　複数の植生が混交している場合は、主な植生を表示する。

（表示記号の様式）

第４４条　植生の記号の様式は、次の表による。

番号	名称		様式			適用
			記号	線幅	色	
84	耕地	田	0.3 0.45	0.1	180,180,255	田は、水稲、蓮、い草、わさび、せり等を栽培している土地に適用し、季節により畑作物を栽培する土地を含む。
85		畑	45° 0.38	0.1	180,180,180	畑は、陸稲、野菜、芝、パイナップル、牧草等を栽培している土地に適用する。
86		茶畑	0.15 0.38 0.45		180,180,180	茶畑は、茶を栽培している土地に適用する。
87		果樹園	0.23 0.38	0.1	180,180,180	果樹園は、りんご、みかん、梨、桃、栗、ぶどう等の果樹を栽培している土地に適用する。
88	未耕地	広葉樹林	0.45 0.38	0.1	180,180,180	1. 広葉樹林は、樹高2m以上の広葉樹が、密生している地域に適用する。 2. 植林地は、樹高2m未満でも適用する。
89		針葉樹林	0.38 0.75 0.38	0.1	180,180,180	1. 針葉樹林は、樹高2m以上の針葉樹が、密生している地域に適用する。 2. 植林地は、樹高2m未満でも適用する。
90		竹林	0.75 0.6 0.38	0.1	180,180,180	竹林は、竹が密生している地域に適用する。
91		ヤシ科樹林	0.75 0.75 0.3	0.1	180,180,180	ヤシ科樹林は、ヤシ科植物（フェニックス、シュロ、ナツメヤシ等）、大型のシダ植物（ヘゴ等）、大型の熱帯植物（タコノキ、ガジュマル等）が密生している地域に適用する。
92		ハイマツ地	0.75 0.6	0.1	180,180,180	ハイマツ地は、ハイマツ（這松）など樹高の低いわい性松の密生している地域に適用する。
93		笹地	0.75 0.6	0.1	180,180,180	笹地は、笹又は篠竹(しのだけ)の密生している地域に適用する。
94		荒地	0.6 0.75	0.1	180,180,180	荒地は、裸地及び雑草地並びに湿地、沼地等で水草が点々と生えている地域に適用する。

第８節　特定地区

（特定地区）

第４５条　「特定地区」とは、他の地区と特に区別する必要のある地区をいう。

（表示の原則）

第４６条　特定地区は、区域界（以下「特定地区界」という。）又は地点により示す。

２　特定地区界に、その状況を示すため、定められた記号（第４８条に示す記号のほか、第５節に示す建物等の記号を含む。）を表示する。ただし、記号が定められていない飛行場、牧場、工場、ゴルフ場、スキー場、競技場、養殖場、演習場及び演習林等は、その境が明らかなものについて、特定地区界を表示するとともに注記する。ただし、その区域内が特定の名称を有さない場合はこの限りではない。

３　地点により示される特定地区については、その地点に定められた記号の表示又は注記する。

（注記の原則）

第４７条　特定地区の記号には、著名なもの又は地域の状況を表現するため必要なものについて、固有名又は用途の説明を注記する。ただし、固有名により地区の用途を特定できない場合は、必要に応じて「○○ゴルフ場」「○○温泉」等、用途が特定できる固有名を付して注記する。

２　建設中の特定地区は固有名を付さず、「ダム建設中」、「宅地造成中」等と注記する。

３　ゴルフ場の名称は、次の例に準じて略称注記とする。

○○カントリークラブ→○○ＣＣ

○○ゴルフクラブ→○○ＧＣ

（表示記号の様式）

第４８条　特定地区の記号の様式は、次の表による。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
95	特定地区界	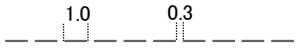	0.1	100,100,100	1. 特定地区の領域が、おおむね図上 2.5mm×2.5mm 以上で境界線が明らかなものを表示する。 2. 道路、鉄道、水涯線、土崖等と重なる場合は、省略する。
96	墓地	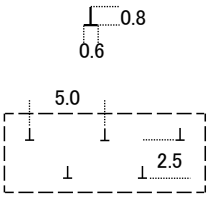	0.1	0,0,0	1. 敷地の大きさがおおむね図上 2.5mm×2.5mm 以上のもの又は好目標となる墓碑を表示する。 2. 墓碑を単一の記号で表示する場合の記号の真位置は、記号下辺の中央とする。
97	温泉		0.1	0,0,0	1.「温泉」は、温泉法(昭和23年法律第 125 号)に基づく温泉及び鉱泉に適用し、主要なものを表示する。 2. 記号の下辺中央を真位置に表示する。
98	噴火口・噴気口		0.1	0,0,0	1. 噴火口・噴気口は、現に噴火・噴気しているもの、又は数年の休止期をおいて噴火・噴気が予測されるものについて、当該位置を表示する。 2. 記号の下辺中央を真位置に表示する。
99	城跡	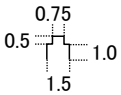	0.1	0,0,0	1. 記号の真位置は、記号下部の両端を結んだ線の中央とする。 2. 著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、注記することができる。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
100	史跡・名勝・天然記念物		―	0,0,0	1.「史跡・名勝・天然記念物」は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項に基づき指定された史跡、名勝及び天然記念物に適用する。ただし、他の記号や注記が近接し、記号が重なる等の場合は省略することができる。 2. 指定区域中央又は対象物の位置に表示する。 3. 指定区域又は対象物を示す他の記号がある場合には、史跡・名勝・天然記念物記号を転位し、指定区域又は対象物を示す記号に添えて、史跡・名勝・天然記念物記号を表示する。 4. 史跡・名勝・天然記念物は、記号に添えて名称を注記する。ただし、名称が自然地名と同一で、その範囲が狭い場合は、その名称を省略し自然地名を注記する。 5. 文化財保護法第 109 条第 2 項に基づき指定された特別史跡、特別名勝及び特別天然記念物には、名称の注記に添えて「(特)」と注記する。
101	港湾	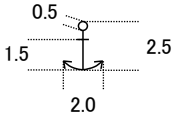	0.1	0,0,0	1. 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 2 項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾を表示する。 2. 港域のほぼ中央位置に表示し、名称を注記する。 3. 東京港、川崎港及び横浜港で構成される京浜港のように複数の港から構成されている場合は、それぞれの構成港についても名称を注記する。
102	漁港	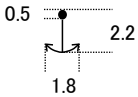	0.1	0,0,0	1. 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)第 5 条に規定する漁港を表示する。ただし、同条に規定する第一種漁港を除く。 2. 港域のほぼ中央位置に表示し、名称を注記する。

第９節　陸部の地形

（陸部の地形）

第４９条　陸部の地形は、等高線その他の記号により表示する。ただし、地形の細部については、適宜、総合又は修飾して表示することができる。

（等高線及び表示の原則）

第５０条　「等高線」とは、標高の等しい点を結んだ曲線をいう。

２　等高線は、原則として転位しない。ただし、道路等の地物が急傾斜となるなど、地形と地物の関係を著しく損なう場合には、等高線を転位することができる。

３　崖及び岩の内部の等高線は、表示しない。

（注記の原則）

第５１条　等高線の数値の表示は、次の各号による。

一　数値は、主として次条に定める計曲線に表示する。ただし、平地において等高線間隔が広い場合には、主曲線に表示することができる。

二　等高線数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示する。ただし、曲率の大きい尾根、谷線上には表示しない。

（表示記号の様式）

第５２条　陸部の地形の記号の様式は、次の表による。

番号	名称		様式			適用
			記号	線幅	色	
103	等高線	主曲線	（主曲線）	0.08	200,160,60	1. この節において「主曲線」は、平均海面から起算して20mごとの等高線に適用する。 2. この節において「計曲線」は、平均海面から起算して100mごとの等高線に適用する。 3. 雪覆い、石段、空間の水路、道路橋及び鉄道橋の内部並びに水部には、表示しないことを原則とする。 4. 急傾斜地において、等高線を表示することが困難な場合には、省略することができる。
104			（計曲線）	0.15	200,160,60	
105			（等高線数値） 100	5pt	200,160,60	等高線を間断して表示する。
106	崖	土崖	0.25 （切取部）　（盛土部）	0.05	100,100,100	1. 高さがおおむね5m以上かつ長さがおおむね図上1cm以上のものを表示し、それより小規模のものは必要に応じて表示する。 2. 道路及び鉄道の盛土部に、長線は表示しないことができる。 3. 幅は正射影で表示する。 4. 崖記号内の等高線は非表示とする。
107		雨裂	0.5（極小）	0.1	100,100,100	1. 「雨裂（うれつ）」は、雨水の流れによって地表面にできる谷状の地形に適用し、長さがおおむね図上0.5mm以上のものを表示する。 2. 雨裂記号に接する等高線は非表示とする。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
108	岩崖	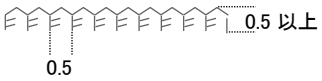	0.05	100,100,100	1.「岩崖」は、岩でできた急斜面に適用し、高さがおおむね5m以上かつ長さがおおむね図上1cm以上のものに適用し、それより小規模のものは必要に応じて表示する。 2. 岩崖は、急斜面の正射影を記号の形状として表示する。ただし、射影の幅が図上0.5mm未満のものは0.5mmとする。傾斜を示す短線は、最大傾斜方向に表示する。 3. 岩崖記号内の等高線は非表示とする。
109	岩	（大） （小） 	0.05	100,100,100	1. 大きさが図上0.15mm×0.15mm以上のものを表示する。 2. 図上0.75mm×0.75mm以上のものを「大」、それ未満のものを「小」として表示する。 3. 岩（大）記号内の等高線は非表示とする。 4. 斜面上に表示する岩（大）は、高い側の線を一部省略して表示する。
110	砂れき地	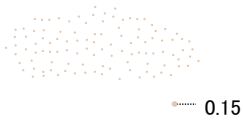		225,200,180	大きさが図上2.5mm×2.5mm相当以上のものを表示する。
111	滝	（大） 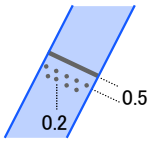 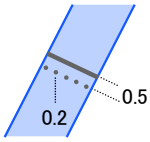 （小） 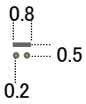	0.2	100,100,100	1. 高さがおおむね5m以上で、常時流水があるものを表示する。 2. 領域の幅が図上0.8mm以上のものは滝（大）により、落口を実線で、その正射影の形状を点列で表示する。0.8mm未満のものは滝（小）により表示する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
112	湿地	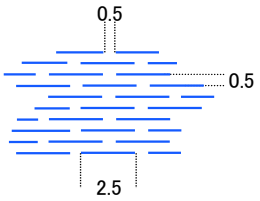	0.1	20,90,255	1. 常に水を含み、土地が軟弱で湿地性の植生が生育している土地について表示する。 2. 広さがおおむね図上1.5mm×1.5mm以上又は1.0mm×2.5mm以上のものを表示する。 3. 図上1.5㎜～3.0㎜の長さの破線をおおむね0.75㎜間隔で表示する。
113	万年雪			0,0,255	1. 平年の気象条件下で、残雪又は氷塊として積雪が越年する地域について表示する。 2. 広さが9月期の状態でおおむね図上1mm×1mm以上のものを表示する。 3. 0.15㎜の円点をおおむね図上0.8㎜間隔で配置する。
114	陰影			グレー系で段階的に表現	陰影の色は所定の色とする。
115	傾斜量			緑系で段階的に表現	

第10節　水部の地形

（水部の地形）

第53条　「水部の地形」とは、湖底における起伏の状態並びに浅海域の干潟及び隠顕岩をいう。

２　湖底の水部の地形は、等深線及び湖底急斜面等の記号により地形の状況が分かるように表示する。ただし、地形の細部については、適宜、総合又は修飾して表示することができる。

（等深線及び表示の原則）

第54条　等深線は、水深の等しい点を結んだ曲線をいう。

２　湖底崖等において等深線を表示することが困難な場合には、省略することができる。

（注記の原則）

第55条　等深線の数値の表示は、次の各号による。

一　数値は、次条に定める計曲線に表示する。ただし、湖底が平らな地域において等深線間隔が広い場合には、主曲線記号に表示することができる。

二　等深線の短径が図上1.5mm以上の微凹地及び微高地には、等深線の数値を表示する。

三　等深線の数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示する。ただし、等深線の曲率が特に大きい部分には表示しない。

（表示記号の様式）

第56条　水部の地形の記号の様式は、次の表による。

番号	名　称		様　式			適　用
			記　号	線幅	色	
116	等深線	主曲線	（主曲線）	0.08	20,90,255	1. この節において「主曲線」は、水面標高から起算して20mごとの等深線に適用する。 2. この節において「計曲線」は、水面標高から起算して100mごとの等深線に適用する。
117			（計曲線）	0.15	20,90,255	
118			（等深線の数値） 100	5.0pt	20,90,255	等深線を間断して表示する。
119	湖底急斜面		（大） 0.5 以上 0.5 （小） 0.25	0.05	20,90,255	1.「湖底急斜面」は、湖底の急斜面及び急崖に適用し、高さがおおむね3m以上かつ長さがおおむね図上1.5mm以上のものを表示し、それより小規模のものは必要に応じて表示する。 2. 急斜面の正射影を記号の形状として表示する。ただし、射影の幅が図上0.5mm未満のものは0.5mmとする。傾斜を示す短線は、最大傾斜方向に表示する。 3. 小規模のものについては、傾斜を示す短線を最大傾斜方向に表示する。
120	干潟		1.0 0.3	0.1 （領域の境界部）	20,90,255	1.「干潟」は干潮時には水面上に出て、満潮時には水面下に没する砂、泥等からなる平坦な地域に適用する。 2. 広さがおおむね図上2.5mm×2.5mm以上のものを表示する。 3. 領域は砂れき地の表示を準用する。 4. 河川が干潟に流れ込む場合は、その流路を努めて表示する。

番号	名　称	様　　式			適　　用
		記　号	線幅	色	
121	隠顕岩	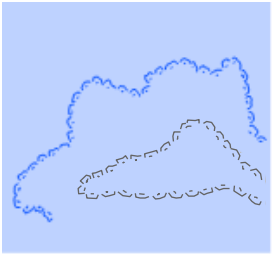	0.05	100,100,100 20,90,255	1. 干潮時には水面上に出て、満潮時には水面下に没する岩等を表示する。 2. 大きさがおおむね図上 0.75mm ×0.75mm 以上のものを表示する。 3. 地域の状況を表現するために、干潮時においても水面下にある珊瑚礁を青色で表示することができる。

第１１節　境界等

（境界等）

第５７条　「行政界」とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道総合振興局・振興局界及び市区町村界に区分する。

２　「所属界」とは、海域又は行政界未定の湖沼内において、島等の所属を示す境界線をいう。

（表示記号の様式）

第５８条　境界等の記号の様式は、次の表による。

番号	名　称	様　式			適　用
		記　号	線幅	色	
	行政界	1. 行政界は、原則として真位置を表示する。ただし、道路及び河川の中央を通る場合は、任意の側に転位して表示することができる。 2. 未確定の行政界及び海部の行政界は表示しない。			
122	都　府 県界	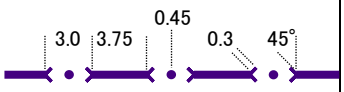	0.45 0.15	68,0,128 アルファ値 (透過度) 200	
123	北海道 総合振 興局・振 興局界		0.45	68,0,128 アルファ値 (透過度) 200	北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例(平成20年条例第78号)及び北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)における所管区域による界。
124	市区町 村界	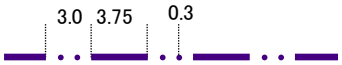	0.3	68,0,128 アルファ値 (透過度) 200	都府県界及び北海道総合振興局・振興局界と重複する場合は表示しない。
125	所属界		0.3	68,0,128 アルファ値 (透過度) 200	

第１２節　自然地名、行政名、居住地名

（自然地名）

第５９条　「自然地名」とは、山、海、島等の名称をいう。

２　山の名称は、主要なものについて、その頂上部に対して注記する。

３　丘、塚、尖峰等の局部的な起状地形の名称は、山の名称に区分する。

４　谷、沢の名称は、主要なものについて注記する。ただし、河川の記号が表示される場合は、本章第２節の規定を適用する。

５　島の名称は、原則として注記する。ただし、他の表示事項と錯雑するため注記することが困難な場合は、省略することができる。

６　島の名称と島における唯一の居住地の名称が同名であり、双方の表示位置が近接する場合は、居住地の名称をもって島の名称を兼ねることができる。

７　山、島の総称、山脈等の注記は、地域の中央に注記する。

８　瀬、淵、河原、州、岬、岩等の名称は、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて注記する。

（行政名）

第６０条　「行政名」とは、市、町、村、特別区の区（以下「市区町村」という。）及び政令指定都市の区の名称をいう。

２　行政名は、地域の中央付近に注記する。ただし、地域が狭小で注記が困難な場合は、省略することができる。

３　市区町村の飛地は、市区町村の名称に続けて「飛地」を付して注記する。

４　島が所属する市区町村の名称を図上で読みとることが困難な場合は、図上1.5mm×1.5mm以上の島について、その行政名を注記する。ただし、多数の島が点在する場合には、所属する行政名をそれらの島々の中央部付近に注記し、個々の島に対する注記は省略する。

（居住地名）

第６１条　「居住地名」とは、地方自治法又は住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）に基づく名称（公称）及び集落の名称（通称）をいい、取得されているデータの位置及び属性に応じて表示する。

２　居住地名は、第７３条の規定に基づき表示する。

第１３節　注記

（注記）

第６２条　「注記」とは、地形図における文字による表示をいい、地域、人工物、自然地物等の固有の名称（以下「固有名」という。)、特定の記号のないものの名称及び種類並びに標高、等高線数値等において用いる。

（注記の表示）

第６３条　注記の表示は、次の各号による。

一　注記は、記号等とともに、電子地形図の内容を完全にし、かつ、読図を容易にするために、各節に定める位置に的確に表示する。

二　注記は、主要な表示事項を間断することにより読図を困難にすることのないよう、別に定めた範囲内において、適宜、その位置を移動して表示する。

三　特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象物の位置を示すため、指示点を表示することができる。

（使用する文字）

第６４条　使用する文字は、産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）に基づく日本産業規格JIS X 0213の例示字形に該当する文字とし、文字コードはJIS X 0221とする。また、文字符号化方式はUTF-8とする。

（文字の色）

第６５条　文字の色は、黒色、茶色、青色、緑色、灰色及び白抜きを用いて、第７４条の規定に基づき表示する。

（書体）

第６６条　書体は、ゴシック体とする。

（字形）

第６７条　字形は、直立体と傾斜体を用いて、第７４条の規定に基づき表示する。

（字大）

第６８条　「字大」とは、文字を囲んだ四辺形の高さをいう。

（字隔）

第６９条　「字隔」とは、一つの注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一つの注記の字隔は全て等間隔とする。

（字列）

第７０条　「字列」とは、一つの注記の配列をいい、次の各号による。

一　水平字列　文字を横書きにする配列をいい、字列を緯線の接線に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。

二　垂直字列　文字を縦書きにする配列をいい、字列を緯線の接線に対して垂直にする。

三　斜向字列　線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列、折線字列に区分する。この場合、対象物の傾きが緯線に対して45度未満の場合は横書きに、45度以上の場合は縦書きになるようにする。

イ　直線字列　線状対象物に直線で沿った配列をいう。

ロ　曲線字列　線状対象物に曲線で沿った配列をいう。

ハ　折線字列　前二号並びにイ及びロにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は、緯線の接線に対して平行になるようにする。

（ふりがな）

第７１条　ふりがなは、読みが難解な注記に対して表示し、字大は4ptとする。

２　横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、漢字との間隔は図上0.1mmとする。

（アラビア数字）

第７２条　アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。

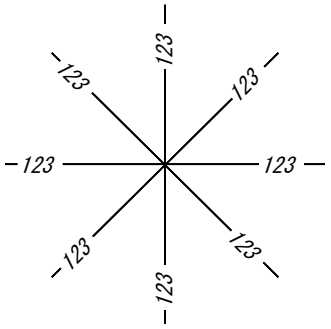

（注記の配置）

第７３条　注記の配置は、次の図例により表示する。

<table>
<tr><th>注記の区分</th><th>配　列</th><th>注記の位置及び注記の表示優先順位
※①②等の数字は表示優先順位を示す。</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>小対象物</td><td>水平字列
垂直字列</td><td> 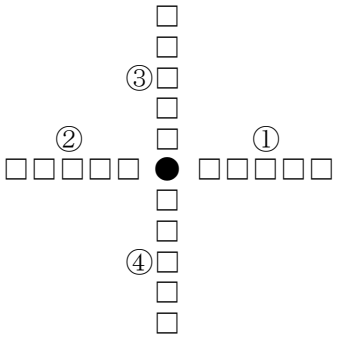

※ 基準点の標高は①又は②とする。（基準点の右側又は左側に水平字列により表示）</td><td>対象物との間隔は、図上約0.1mmとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">線状対象物</td><td colspan="3">斜向字列</td></tr>
<tr><td>（直線字列）</td><td> 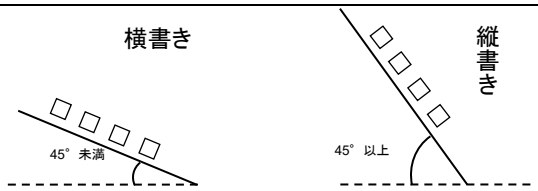
</td><td rowspan="2">対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は、字大の1/2を標準とする。</td></tr>
<tr><td>（曲線字列）</td><td>横書き
 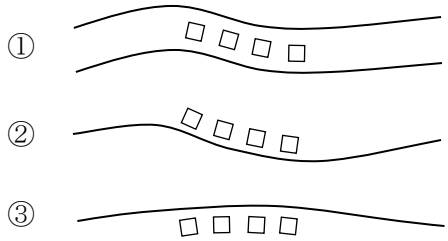

縦書き
 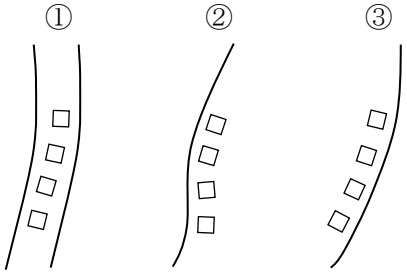
</td></tr>
</table>

注記の区分	配　列	注記の位置及び注記の表示優先順位 ※①②等の数字は表示優先順位を示す。	備　考
面状対象物	水平字列	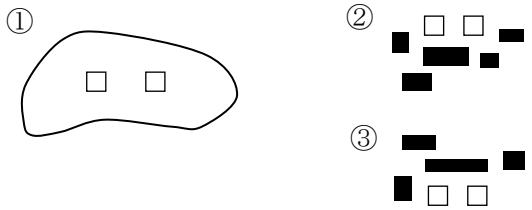	対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は、1字大を標準とする。
	垂直字列	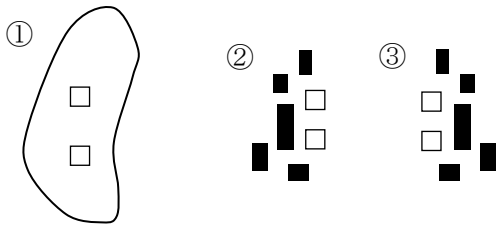	対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は、1字大を標準とする。

2　字列を二列で表示する場合は、字列の間隔を字大の1/2とするほか次の各号による。

一　小対象物の注記にあっては、次の図例のとおり、対象物側の文字をそろえ、二列の間の中心線を対象物の中央に一致させる。

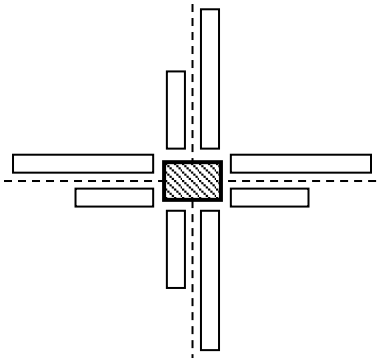

二　面状対象物の注記にあっては、次の図例のとおり、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。

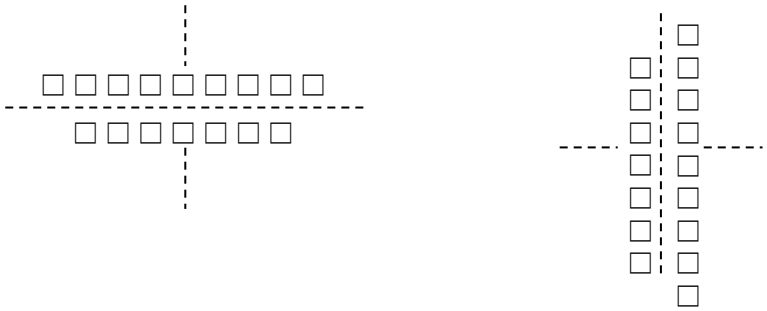

3　公称に通称を併記する場合は、次の図例により表示する。ただし、小対象物及び線状対象物の注記において、下側又は右側に列記する場合、公称及び通称の間隔は、それぞれの字隔と等しくし、面状対象物の注記において、通称の字列が公称より長くなる場合は、通称の字大及び字隔を小さくすることができる。

（①②③④は優先順位）

・小対象物

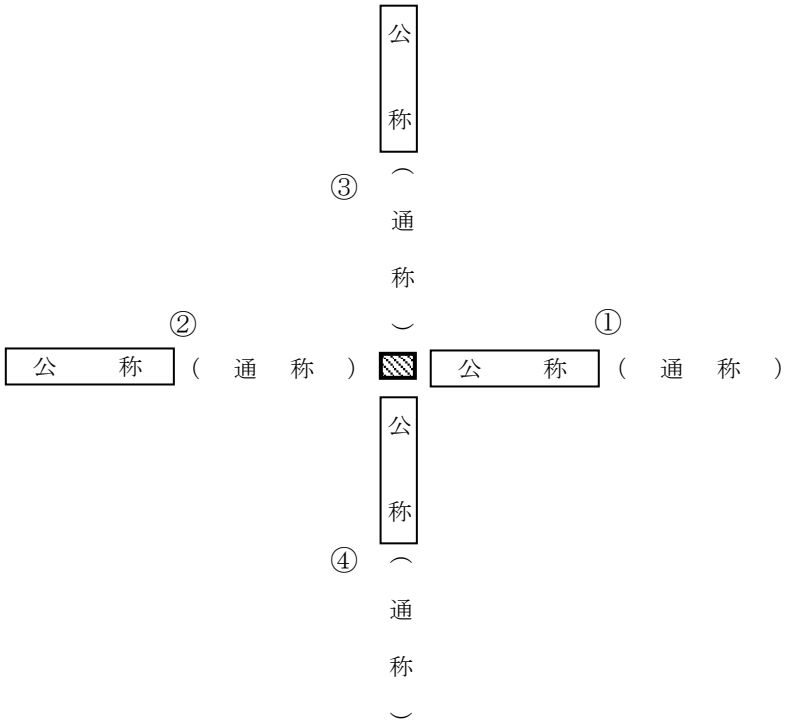

・面状対象物

（水平字列）

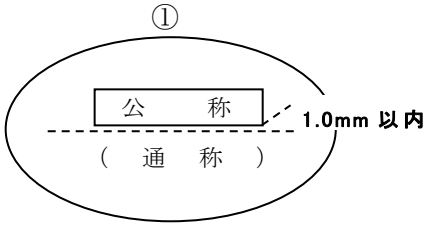

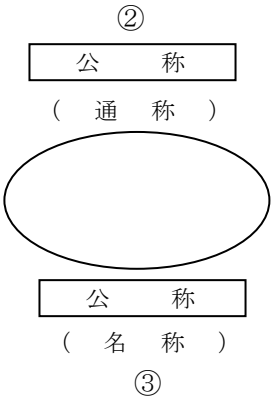

（垂直字列）

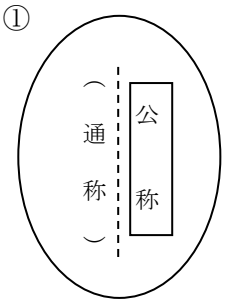

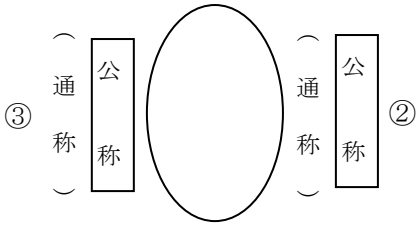

・線状対象物

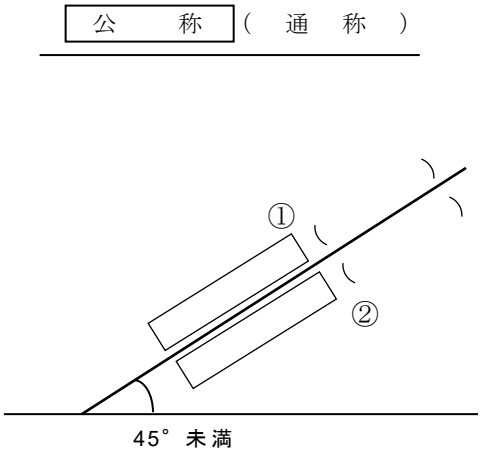

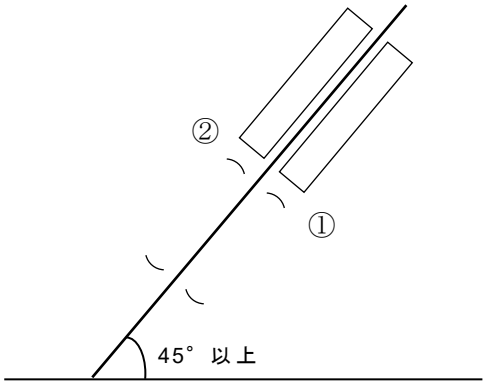

（注記の適用）

第７４条　注記の適用は、原則として、次の表による。

分類	対　　象	字大(pt)	字隔	字形	文字色(RGB)
基準点等	電子基準点、三角点、VLBI 観測点	整数 4.5 小数 4.0	1/10	直立体	0,0,0
	水準点、日本水準原点				
	標高点、水面標高				
	等高線数値部	5	1/10	*傾斜体*	200,160,60
	等深線数値部	5	1/10	*傾斜体*	20,90,255
行政区画	市区町村	13	1/4	直立体	0,0,0
	飛び地	6.5	1/4		
居住地名	公称	6	1/10	直立体	0,0,0
	通称	5.5	1/10	直立体	80,80,80
山地	*山の総称*	11	2	*傾斜体*	68,0,128
	山、岳、峰等	8	1/10		
	尖峰、丘、塚等	6	1/10		
河川、湖池	*湖、沼、池、浦等*	別表1		*傾斜体*	0,0,255
	河川、用水等	別表2			
	沢、瀬、淵、瀞、谷、峡、雪渓、河原、州、滝、浜、崎、半島、尻、島等	6	1/4		
陸域自然地名	*高原、原、森、林、砂丘、湿原*	別表1		*傾斜体*	0,0,0
	岩、溶岩、崖、鍾乳洞、温泉、湧水、噴泉、噴火口、峠、坂等	6	1/10		
海域・海岸地形	*海、湾、灘、淵、浦、瀬、海峡、瀬戸等*	別表1		*傾斜体*	0,0,0
	海岸、浜、半島				
	岬、鼻、崎、磯、敷等	5.5	1/10		
島	*群島、列島、島の総称等*	別表1		*傾斜体*	0,0,0
	島				
	はえ、岩礁等	6	1/10		
交通施設 (陸上)	道路名	7	1/10	直立体	0,90,60
	道路施設(IC、PA、道の駅等)	6	1/10		
	道路構造物(橋、トンネル等)	5.5	1/10		
	国道番号	4	0	直立体	254,254,254 (38,104,255)
	鉄道路線名	7	1/10	直立体	0,90,60
	鉄道駅名	6	1/10		
	鉄道構造物(橋、トンネル、操車場等)	6	1/10		
交通施設 (水上)	港湾名	別表1		直立体	0,90,60
	港湾施設(フェリー発着所、埠頭等)	6	1/10		
交通施設 (航空)	空港名	別表1			
構造物	構造物名称(高塔、煙突等)	6	1/10	直立体	0,0,0
	ダム	6	1/10		

分類	対　　象	字大(pt)	字隔	字形	文字色(RGB)
	せき	6	1/10		
	河川・海岸施設(水門、堤防)	6	1/10		
土地利用	土地利用名(演習場、ゴルフ場、遊園地、建設予定地等)	別表1		直立体	0,0,0
	史跡・名勝・天然記念物	6	1/10		
	漁港	6	1/10		
	公園	別表1			
建物	合同庁舎	5.5	1/10	直立体	0,0,0
	国の機関(合同庁舎、矯正施設及び自衛隊を除く)	5.5	1/10		
	矯正施設(刑務所、少年院等)	5.5	1/10		
	自衛隊・米軍	5.5	1/10		
	都道府県庁	5.5	1/10		
	特別支援学校	5.5	1/10		
	水族館・動植物園	5.5	1/10		
	発電所等	5.5	1/10		
	料金所	5.5	1/10		
	神社	5.5	1/10		
	寺院	5.5	1/10		
	商業施設	5.5	1/10		
	高層施設	5.5	1/10		
	文教施設	5.5	1/10		
	その他の主要・著名な建物	5.5	1/10		
その他	ふりがな	4	1/10	直立体	80,80,80
	その他	6	1/10	直立体	0,0,0

別表１

注記対象物の図上面積	字大注1 (pt)	字隔注1
2 cm × 2 cm 未満	6	1/10
4 cm × 4 cm 未満	9	1/2
4 cm × 4 cm 以上	11	1

別表２

河川・用水等の図上幅	字大注2 (pt)	字隔注2
1 mm 未満	6	1/4
1 mm 以上 ～ 5 mm 未満	7.5	1/2
5 mm 以上 ～ 15 mm 未満	9	1
15 mm 以上	11	2

注１　字大・字隔は原則として別表１に示すとおりとするが、経過措置として、注記対象物の図上面積が 2cm×2cm 以上の場合も字大を 6pt、字隔を 1/10 とすることができる。

注２　字大・字隔は原則として別表２に示すとおりとするが、経過措置として字大を 6pt、字隔を 1/10 とすることができる。

第3章　付属資料（主題情報）

（付属資料（主題情報））

第７５条　付属資料は電子国土基本図（地図情報）の基本項目以外の項目で、本図式の適用される以前に取得された２万５千分１地形図の情報に基づいている。ただし、データの確認・更新がなされていないものを含む。

２　付属資料を表示する場合の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
126	料金所		0.1 (外形) 0.08 (斜線)	255,135,75	「料金所」は、有料道路の料金を徴収する施設に適用する。
127	電波塔	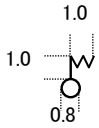	0.1	0,0,0	記号の真位置は、直立する記号中央の最下点とする。
128	送電線	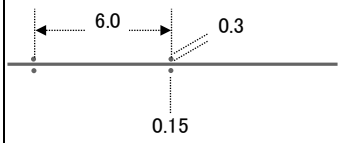	0.1	100,100,100	1. 道路、鉄道、建物の記号内は表示しない。 2. 図上6.0mm間隔で実線の両側に円記号を表示する。ただし、道路等と重なる場合は、円記号を省略する。
129	輸送管	（空間） 	0.1	100,100,100	1. 地上（2.を除く。）の輸送管は、輸送管位置を中心に、図上幅 0.3mm の領域線を表示する。 2. 地上（地表に接しているものに限る。）及び地下の輸送管は表示しない。

番号	名称	様　　式			適　用
		記　号	線幅	色	
130	発電所等	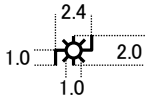	0.2	0,0,0	1.「発電所等」は、発電所、変電所及び開閉所に適用し、原則として、管理施設等の主要な建物に記号を表示する。 2.地下の発電所は表示しない。ただし、地域の状況を説明するために必要な場合は、特定地区界でその概形を示し「○○地下発電所」と注記する。 3.変電所及び開閉所は、好目標となるものを表示する。 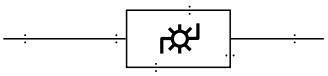 4.建物のない変電所は、短辺が図上 0.5mm 以上のものについて変電施設の外周を送電線で表示する。ただし、この基準に満たないものであっても好目標となるものは、短辺を図上 0.5mm として表示する。 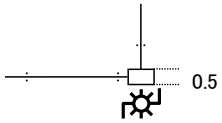

附　則

（施行の期日）

この達は、令和５年３月８日から施行する。

附　則

この達は、令和８年３月３０日から施行する。

付録 整飾

１．整飾

整飾とは、図郭を表示し、電子地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

２．整飾の表示事項

整飾の表示事項は、次のとおりとする。

- 図郭
- 経緯度の数値及び分目盛
- 電子地形図の名称及び地形図番号
- 索引図
- 行政区画図
- 電子地形図の基準
- 発行年月日
- 発行者名
- 調製年月
- 記号凡例
- 縮尺及び縮尺目盛

３．図郭

図郭は、図上幅 0.1㎜ の黒色線で表示する。ただし、線の内側が図郭線の真位置とする。

４．経緯度の数値及び分目盛

(1)経緯度の数値とは、図郭の四隅に表示する数値をいい、分の整数部分までの数値を注記する。

(2)分目盛とは、図郭線の外側に表示する経緯度１分ごとの線をいい、幅 0.2㎜、長さ 2㎜ の黒色線で表示する。

５．電子地形図の名称及び地形図番号

(1) 電子地形図の名称及び地形図番号は、５万分１地形図に準拠して決定する。

(2) 電子地形図の名称は、図郭外上辺中央並びに図郭外上辺左隅及び図郭外下辺右隅に表示する。図郭外上辺左隅に表示する名称はひらがなとし、「電子地形図 50000」の文字及び地形図番号をその上方に併記する。

６．索引図

図郭外右辺上隅に、100 万分 1 国際図の図郭を 36 分割（緯度差 40 分、経度差 1 度（20 万分 1 地勢図 1 図葉の大きさ)）にした区画（以下「20 万図郭」という。）内での当該図葉の位置を示す索引図を表示する。表示は次に定めるところによる。

(1)索引図は、20 万図郭を縦横４等分の格子状に分割し、右上隅から左下隅に向け縦に順次一連の番号をつける。ただし、海面のみの（発行図がない）区画については、番号を省略する。なお、20 万図郭線及び格子線の幅は 0.05㎜ とする。

(2)索引図内には国土の概形を表示し、当該図葉に相当する区画内は、茶色（透過）とする。

(3)索引図の上方中央に、当該図葉を含む 20 万図郭の図葉番号を表示する。

７．行政区画図

索引図の下辺に当該図葉における行政区画等の概要図を表示する。概要図は当該図葉の景況に従い、次の各号に定める事項を表示する。

(1)海、主要な河川及び湖沼

(2)都道府県の名称、市区町村の名称及び境界

８．電子地形図の基準

電子地形図の基準とは、次の各号に定める経緯度及び高さの基準並びに投影法等をいい、「○」に数値を入れて表示する。

(1)投影はユニバーサル横メルカトル図法、座標帯は第○○帯、中央子午線は東経○○○度
(2)図郭に付した短線は経緯度差１分ごとの目盛
(3)高さの基準は東京湾の平均海面(離島についてはそれぞれの基準を表示)
(4)等高線及び等深線の間隔は 20 メートル
(5)磁気偏角は西偏約○°○○′

９．発行年月日

発行年月日は電子地形図５００００の発行年月日を入力する。

１０．発行者名

発行者名は、「著作権所有兼発行者　国土地理院」と表示する。

１１．調製年月

調製年月は、電子地形図５００００の調製が開始できる時点の年月を入力する。ただし、迅速更新において、調製年月が迅速更新の対象項目の供用年月より前の年月となる場合は、供用年月を調製年月とする。

１２．記号凡例

記号凡例は、主要なものを表示する。

１３．縮尺及び縮尺目盛

縮尺及び縮尺目盛は、図郭外下辺右隅に縮尺分数とともに、長さ8cmの縮尺目盛を表示する。

１４．整飾事項の配置

整飾の表示事項は、次の整飾図例により配置する。

整飾図例

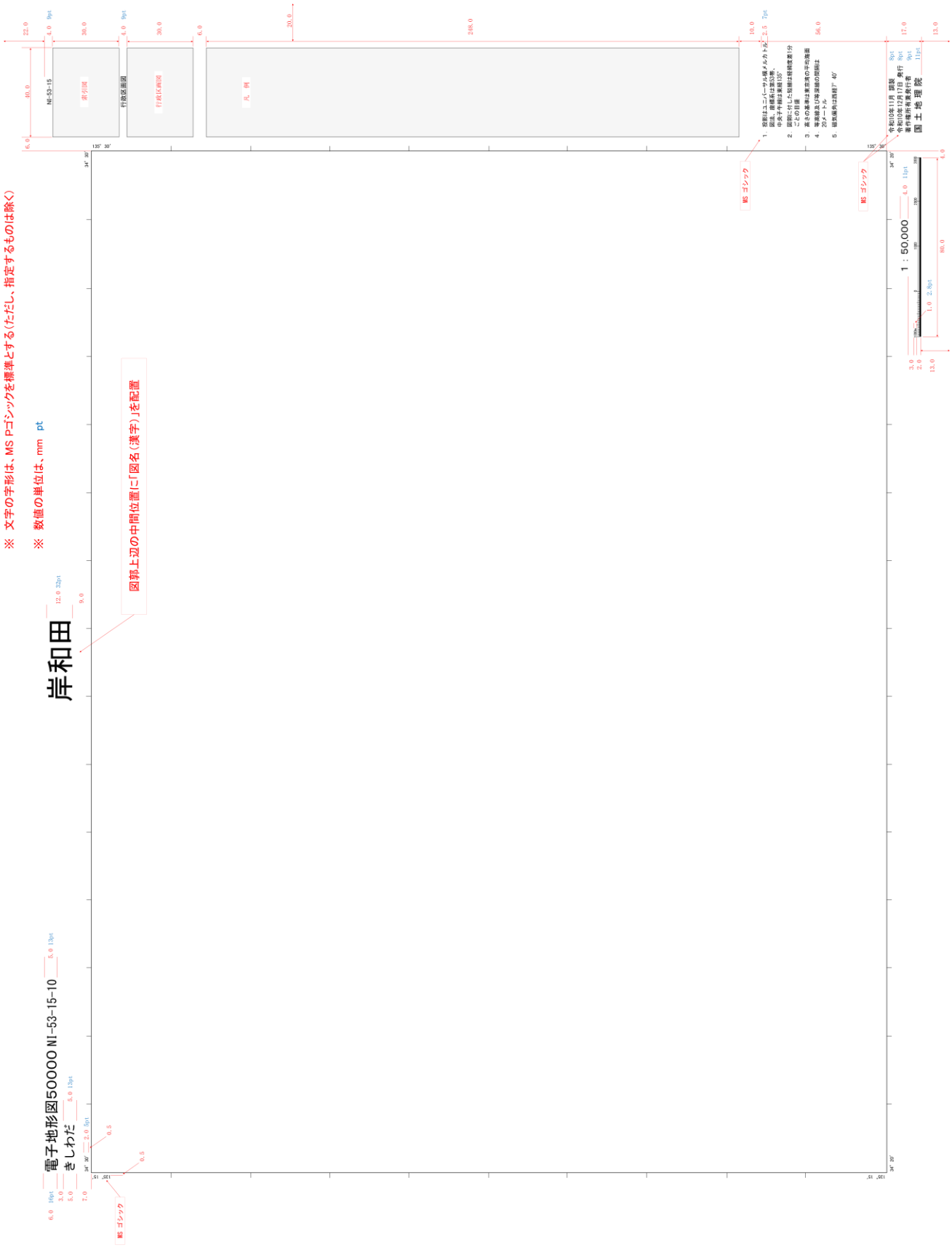
※ 文字の字形は、MS Pゴシックを標準とする(ただし、指定するものは除く)
※ 数値の単位は、mm pt
岸和田
図郭上辺の中間位置に「図名(漢字)」を配置
電子地形図50000 NI-53-15-10
きしわだ
MS ゴシック
NI-53-15
索引図
行政区画図
凡 例
1 : 50,000
国 土 地 理 院